

京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則を公布する。

平成28年3月18日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
1 事務局長が属する職制上の段階	局長
2 次長が属する職制上の段階	部長
3 任用課長，調査課長及び担当課長が属する職制上の段階	課長
4 課長補佐及び担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5 庶務係長，試験係長，調査係長，給与係長及び担当係長が属する職制上の段階	係長
6 主任が属する職制上の段階	主任
7 1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)